

質問回答

2014 年 9 月 10 日

「フィリピン国包括的 PPP 能力強化プロジェクト[有償勘定技術支援]」

(公示日 : 2014 年 8 月 27 日 / 公示番号 : 140688) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P3 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項 1 コンサルタントの経験・能力	類似業務として「PPP トランザクションアドバイザー 関連業務」と記載されておりますが、その定義は以下の ADB の英文から読み取れる業務に関連する業務と理解してよろしいでしょうか？ ADB may provide transaction advisory services over the entire range of activities associated with the development and implementation of PPP projects, including screening and identification of bankable PPP projects, advice on commercial and financial structures, conducting detailed due diligence, preparation of bidding documents and project contracts, marketing to potential investors and lenders, assistance in bid evaluation processes, and facilitation of financial closing. http://www.adb.org/site/business-opportunities/transaction-advisory-services	ご理解の通りです。
2	P3 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項 3 業務従事予定者の経験、能力等 (1)業務管理グループ	業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めるとなっていますが、指示書にて総括が 1 号以上としてされています。副業務主任者の配置は認めるが 3 点の加点は行わないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
3	別添 2-1 第 2 1. プロジェクトの背景	Memorandum of Agreement の 4 ページに JCC (Joint Coordination Meeting) の記載がありますが、その後 MOA ならびに指示書内に JCC に関する記載がありません。JCC に関してどのような対応をお考えかご教示いただければと存じます。	本案件個別の JCC は開催せず、ADB 案件の既存枠組みを活用する予定です。

4	別添 2-1 同上 第 4 段落	「監督官庁レベルに対する案件審査 / 承認能力向上については、同時期に進行するアジア開発銀行の技プロが支援の対象としていることから、両技プロで連携して実施する予定」とありますが、両技プロの関係についてどのように考えればよろしいでしょうか。例えば、両技プロは、協議のもと互いに補完し合うことにより網羅的に支援ニーズを満たす、といった想定でしょうか。<別添 2-5> (7)や<別添 2-6>5. (1) 1-3. 等本業務指示書の記載内容に追加的に認識すべき事項、前提等がもしありましたらご教示ください。	ご理解の通りであり、特に追加すべき業務指示の事項、前提はありません。
5	別添 2-9 第 2 5.実施方針及び留意事項 (3)成果 2(実施機関の案件形成・実施プロセス改善)に関わる点 3-2 パイロット事業の選定・F/S の作成・入札書類案の作成	最後のパラグラフに「なお、F/S 及び入札書類作成支援に係る規模としては、1 件あたり 4,000 万円程度(×5 セクター = 総計約 2 億円)程度を目安として考えている。」と記載されています。この総計約 2 億円には、別添 2-19 ページ (2) 業務従事者の構成(案)の 鉄道セクター主担当(技術分野)から その他インフラセクター副担当までの 10 人のアサインの費用は入っていないという理解でよろしいでしょうか？ また「目安」と記載されているので、具体的に案件が決定した段階で変更可能でしょうか？	2 億円の内訳は、F/S 5 案件の再委託にかかる費用と当該部分にかかる業務従事者のアサイン経費(53MM 程度の規模を想定)を合計したものです。従って、ご指摘の 2 億円には上述のアサイン経費として 鉄道セクター主担当(技術分野)から その他インフラセクター副担当までの 10 人について業務指示書第 2 5. (3)3-3 に示す 「F/S や入札書類作成を行う業務」の分を含みます。
6	別添 2-9 第 2 5.実施方針及び留意事項 (3)成果 2(実施機関の案件形成・実施プロセス改善)に関わる点 3-3	本技プロに想定される役割に関して、「 の業務については今回の見積書及び要員計画から除外すること」とされているところ、 に記載のある「F/S や入札書類案作成支援等の…品質管理業務」と、 の「F/S や入札書類案作成を行う業務」は、一体的に進行する業務と思われます。 のみ見積書、要員計画から除外されていることについては、どのような位置づけの違いがあると理解すればよいでしょうか。	は品質管理業務(オーバーヘッド業務)等を広く想定しているのに対し、 では業務従事者が C/P と協働しながら F/S 5 案件にかかる入札書類案のコンテンツを作成する等のより直接的な業務を想定しています。ご指摘のように、 と が相互補完的な部分

			<p>はありますが、現時点で F/S 5 案件の内容が確定していないことから今回は のみを見積対象とし、については同対象外としているものです。業務指示書に記載したとおり、 の業務量を 53MM 程度と想定していることを考慮のうえ、 とについては合計で 120MM 程度を目途に業務内容及び業務量を提案のうえ見積書を作成して下さい。</p>
7	別添 2-9 同上	<p>パイロット事業の F/S や入札書類案作成支援等の案件形成に係る再委託等外注先から提出される資料の品質管理業務</p> <p>同案件形成に直接関与し、再委託等外注先と協働して F/S や入札書類案作成を行う業務。</p> <p>上記 の業務は今回の見積書及び要員計画から除外することと記載されていますが、 の業務と の業務は補完関係にあり、 の業務に費用をかければ は低減することが可能かと思われます。何か制約条件を付加しないと競争が成立しないのではないかと思われます。ご教示下さい。 (例えば をゼロにしてすべて で現地再委託で実施するという手法も考えられます。)</p>	<p>上記 6.をご参照ください。</p>
8	別添 2-10 第 2 6. 業務の内容	<p>当該頁項目に示されている第 1 から第 5 までの各段階と、<別添 2-9>第 2 5. (3) 3-3 において示されている「本技プロに想定される役割」から の各業務との対応関係をお示し頂けますか。(どの業務に、どの段階までが包含されるかについて、確認致したく存じます。)</p>	<p>はすべてに関わることを想定しているのに対し、 とは第 3 段階、第 4 段階 へのみ関わることを想定しています。</p>

9	<p>別添 2-12 6.業務の内容 <第 3 段階 : 当該パイ ロット事業に係る事業 実現可能性調査(F/S) 案作成を通じた能力強 化支援> (13) NEDA-ICC での承 諾プロセスに係る各種 支援を実施機関に対し て行う。</p>	<p>NEDA-ICC でのパイロットプロジェクト F/S の承諾が遅れた場合等について、履行期 限延長等の契約変更は考慮していただけるのでしょうか？</p>	<p>原則として NEDA-ICC での承認プ ロセスの遅延が発生した場合で も、想定スケジュールに則し F/S 案及び入札書類案作成支援を進 めることを想定していますが、既 存のスケジュール内で調整できな い場合には履行期限等について 契約変更を検討することを想定し ています。</p>
10	<p>別添 2-15 第 2 5.実施方針及び留意 事項 (26) 現地セミナー/本 邦・第 3 国研修・視察の 計画・実施・報告</p>	<p>本邦研修に関する記載がありますが、本邦研修の実施回数、人数等について制約 があれば教えてもらえないでしょうか。</p>	<p>実施回数は<その他業務内容> (26)に記載のとおり 2014 年度 (2015年3月まで)中に1回、2015 年度(2016年3月まで)中に1回、 2016 年度(2016年12月まで)中 に1回の計3回を想定していま す。各回、日本開催で人数は実 施機関(PPP センター、各実施機 関及び DOF)の課長、課長補佐レ ベルを計 10 人、期間は 4 日程度 (渡航日を含む)と想定し、計上く ださい。</p>
11	<p>別添 2-19 第 3 2.(1)業務量の 目途及び(2)業務従事 者の構成(案)及び別</p>	<p>別添 2-9 に記載のある“2 億円”には、別添 2-19 に記載のある“120M/M” 或いは “53M/M” に基づく業務従事者の人件費は含まれないとの理解で正しいでしょうか。</p>	<p>上記 6.をご参照ください。</p>

	添 2-9 3-3		
12	別添 2-19 第 3 2 . (2) 業務従事者の構成 (案)	～ の各専門家が担うことが想定されている業務内容をご教示願います。	別紙のとおり想定しています。
13	別添 2-19 第 3 3 . 対象国 / 実施機関における便宜供与	「 PPP センター及び実施機関にて事務所スペースが提供される。」とありますが、どの程度の確度のある話なのでしょう。また、スペースはどの位でしょうか。机、コピー機、インターネット、プリンター等を、コンサルタントが整備する必要がありますでしょうか。	事務所スペースについては現時点で先方準備の詳細が確定していないことから受注者側で準備することを想定しますので、必要な経費を見積書に含めてください。
14	別添 2-20 第 3 5. 再委託	パイロット事業に係る F/S の実施に係る人件費や再委託費用については、提案時点で見積を行う必要がないとの理解で正しいでしょうか。	上記 6. をご参照ください。
15	別添 2-20 同上	なお再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、…と記載されています。F/S の規模が 4,000 万円程度であれば、最低コストによる選定の場合、可能な限り 5 者以上による競争入札で選定することと規定されています。今回のプロジェクトの場合、再委託業者選定にかかる時間を短縮する必要があるかと存じます。何か特例的な措置はありますか？	特段の特例措置は想定していません。「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則して実施して下さい。
16	別添 2-20 同上 (5) その他インフラセクター	例えば<別添 2-4>では、他の省庁と並んで「 DOJ の PPP 事業の案件形成・実施能力向上」が「期待される成果 2」に挙げられていますが、当該頁項目においては、他の機関が実施するセクターと異なり「その他インフラセクター」と表記されていることから、 DOJ の PPP 事業の案件形成を行う実施機関としての位置づけや、パイロット事業が DOJ の実施する案件から選定されるかといった点がやや不明確に映ります。この点について、貴機構のお考えをお聞かせ頂けますか。	DOJ 向けの支援については、当初刑務所 PFI を想定していましたが、民間発注スコープが非常に限定的との情報があり、現時点では具体的なスコープが確定していませんので、見積書及び要員計画には含めないで下さい。不明確な部分については契約開始後、先

			方との調整により DOJ もしくはその他セクター向け支援の範囲が確定した段階で、必要に応じて契約変更などにより対応する予定です。
--	--	--	--

以上

	担当分野	業務内容(案)
	総括 / PPP 能力強化	全体業務を総括する。本プロジェクトの目的である能力強化の観点で主導的な役割を担う。
	契約管理	再委託で実施する F/S 案件の契約全般について実務面での管理を行う。
	PPP 法制度	能力強化における PPP 法制度の観点での助言を行うとともに、全セクターのパイロット事業について、法的な観点からの助言を行う。また、特に業務内容 < 成果 3 (PPP 公的金融支援制度改善) に係る (フィリピン国) 財務省等に対する業務内容 > に関して、制度構築に係る法的な観点からの貢献を行う。ハンドブックの作成にも貢献。
	PPP 金融制度	能力強化における PPP 金融制度の観点での助言を行うとともに、全セクターのパイロット事業について、財政・金融観点からの助言を行う。また、特に業務内容 < 成果 3 (PPP 公的金融支援制度改善) に係る (フィリピン国) 財務省等に対する業務内容 > に関して、制度構築に係る財政・金融観点からの貢献を行う。ハンドブックの作成にも貢献。
	PPP 財務分析補助/ 入札図書作成補助/ 業務調整	全セクターのパイロット事業について、財務分析要素での補助を行うとともに、入札図書作成にあたってはフィリピン及び国際的な成功事例・失敗事例に基づく適切な助言を行う。総括と副総括を補佐し、調査団全体の業務について、よく内容を理解し、JICA やフィリピン側カウンターパート機関との間のコミュニケーションを円滑に保ち、適時適切に行動を起こすような役割に期待。
	鉄道セクター 主担当 (技術)	実施機関である DOTC の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、鉄道セクターのパイロット事業について、個別案件における調査団長に近い役割を期待。主に技術的な専門性を有する団員を配置することを期待。セクター情報の収集やハンドブックの作成にも貢献。
	鉄道セクター 副担当 (PPP)	実施機関である DOTC の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、鉄道セクターのパイロット事業について、個別案件における調査副団長に近い役割を期待。主に経済分析や財務分析の部分やセクターごとに起こりうる PPP 制度・規制制度面での課題について分析・対処策を検討できる団員を配置することを期待。セクター情報の収集やハンドブックの作成にも貢献。

上下水セクター 主担当(技術)	実施機関である DPWH(及び関連省庁)の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、上下水セクターのパイロット事業について、[以下 に同文]。
上下水セクター 副担当(PPP)	実施機関である DPWH(及び関連省庁)の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、上下水セクターのパイロット事業について、[以下 に同文]。
電力(発電所)セクター 主担当(技術)	実施機関である DOE(及び関連省庁)の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、電力(発電所)セクターのパイロット事業について、[以下 に同文]。
電力(発電所)セクター 副担当(PPP)	実施機関である DOE(及び関連省庁)の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、電力(発電所)セクターのパイロット事業について、[以下 に同文]。
保健セクター 主担当(技術)	実施機関である DOHの PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、保健セクターのパイロット事業について、[以下 に同文]。
保健セクター 副担当(PPP)	実施機関である DOHの PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、保健セクターのパイロット事業について、[以下 に同文]。
その他インフラセクター 主担当(技術)	対象実施機関の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、対象パイロット事業について、[以下 に同文]。
その他インフラセクター 副担当(PPP)	対象実施機関の PPP 案件推進能力評価、支援ニーズ調査、研修計画策定、パイロット研修の実施を含む能力強化を行うとともに、対象パイロット事業について、[以下 に同文]。

分野名については業務指示書のものを正とし、上記については一部名称を簡略化しています。